

2011年7月11日

出版者の権利および出版契約について —ドイツ・フランス・イタリア・スペイン—

国士舘大学法学部 三浦 正広

1. ドイツ

(1) 概要

文学的および音楽的著作物の著作権に関する法律 (LUG) (1901年)

出版法 (1901年)

現行著作権法 (1965年) … 著作権一元論 (著作者の権利 = 「著作者人格権・著作権」)

(2) 出版者の権利

著作隣接権

- ・ 著作権が消滅した未発行の著作物 (ドイツ著作権法 71条)
- ・ 学術的刊行物 (同 70条)

著作権および特定の関連する権利の保護期間を調和させる 1993年10月29日の理事会指令 (EU 保護期間指令)

第4条 (未発行の著作物の保護)

著作権の保護が満了した未発行の著作物を適法に発行し、または適法に公に伝達する者は、著作者の経済的権利と同等の保護を受ける。この権利の保護期間は、著作物が最初に発行され、または最初に適法に公に伝達された時から25年とする。

第5条 (批評的および学術的著作物)

加盟国は、公有に帰した著作物の批評的および学術的出版物を保護することができる。この権利の最長の保護期間は、出版物が最初に適法に発行された時から30年とする。

(3) 出版契約

「文学的著作物または音楽著作物に関する出版契約により、作成者は、出版者に対し、著作物を自己の負担において複製及び頒布させるために引き渡す義務を負う。出版者は、著作物を複製し頒布する義務を負う」 (ドイツ出版法1条)。

基本的に、出版契約は定型の書面による方式を必要としないが、書籍の出版に関しては、書面の方式により行なわれるのが通常である。書式が定められているのは、将来出版予定の著作物に関する契約の場合に限定されている (ドイツ著作権法40条1項)。

2. フランス

(1) 概要

著作権二元論 (著作者の権利 = 「著作者人格権」 + 「著作権」)

出版契約は、著作者保護の観点から、立法により出版者の契約の自由が制限されている。

出版契約および著作権は、あくまで著作者の保護を目的とするものであって、著作者の権利より優先して出版者の権利を保護することを目的とするものではない。

(2) 出版者の権利

遺作著作物の発行が、保護期間満了後に行なわれる場合、その財産的利用権は、その著作物の所有者に帰属する（フランス知的所有権法 123-4 条 3 項）。この権利は、著作隣接権としては位置づけられていない。

(3) 出版契約

「出版契約とは、精神的著作物の著作者またはその権利承継人が、その著作物の発行および頒布を出版者が確保することを条件として、その著作物の複製物を多数製造し、または製造させる権利を、一定の条件にしたがって、出版者と呼ばれる者に譲渡する契約をいう」（同 132-1 条）。

出版契約は、書面において行なわれる必要がある（同 131-2 条）。

出版契約において、著作者は、その将来の著作物の出版について、出版者に優先権を与えることが許されている（同 132-4 条 1 項）。

3. イタリア

(1) 概要

イタリア法においては、直接的に「出版者の権利」に関する規定は置かれていないが、公有となった未発行の著作物、および文化的または学術的著作物の発行者に排他的利用権を認める規定が設けられている。

著作権は、著作物の出版を行なうために、著作者から出版者に設定的に移転する権利であるとされてはいるものの、この権利は、「反対の約定がないかぎり、…排他的権利であると推定される」と規定されている。

(2) 出版者の権利

著作隣接権

- ・ 著作者の経済的利用権消滅後に発行され、または公衆に伝達される著作物に関する権利（イタリア著作権法 85 条の 3）
- ・ 公有著作物の文化的および学術的な出版に関する権利（同 85 条の 4）

(3) 出版契約

「著作者が、出版者の費用により、印刷によって知的著作物を発行する権利の行使を出版者に許与する契約」（同 118 条）。

著作権は、排他的権利であると推定されるにとどまり、当事者の書面による合意により、この排他性を排除することが可能である（同 119 条 2 項）。著作者保護の観点から契約の自由が制限され、契約内容や取決めが不明確である場合は、著作者に有利な解釈が採られることになっている。

出版契約は、著作者保護の観点から、契約は書面で行なわれる必要がある（同 110 条）。

出版者に譲渡された権利は、著作者の同意がなければ、第三者に移転することはできない（同 132 条）。

4. スペイン

(1) 概要

スペイン著作権法には、出版者に独自の権利を認める規定は存在しないが、公有となった未発行著作物の発行者の保護に加えて、著作権の保護対象とならない出版物の印刷配列やレイアウトの独自性が認められる場合には、その発行者に排他的な権利を認めている（スペイン知的所有権法 129 条）。

(2) 出版者の権利

EU 保護期間指令 4 条にもとづいて、公有に帰した未発行の著作物の発行者に、著作者と同様の利用権を認めてこれを保護するとともに、著作権法による保護を受けない著作物の発行者についても、特定の利用について排他的利用権が認められている（同 129 条および 130 条）。この権利は、著作隣接権として位置づけされている。

スペイン知的所有権法には、EU 保護期間指令 5 条にもとづく批評的および学術的出版物の保護に関する規定はとくにみられない。

(3) 出版契約

出版契約において、著作者またはその権利承継人は、出版契約にもとづいて、自己の著作物を複製する権利、および頒布する権利を、経済的な対価と引換えに、出版者に許与することになる。出版者は、合意した条件に遵うことを条件として、自己の計算および責任において、著作物を出版しなければならない（同 58 条）。

出版権の排他性は、出版契約における両当事者の合意により定められなければならない必要的記載事項となっている。

スペイン法では、未だ完成していない、将来において創作される著作物を出版契約の対象とすることはできず、また、著作物の創作を含めた契約も出版契約の対象とはならない（同 59 条）。

利用権の移転に関する契約および出版契約は、著作者保護の観点から、すべて書面で行なわれる必要がある（同 45 条）。